

太陽光発電電力買取サービス（一条でんき）利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、出光興産株式会社（以下「出光」といいます。）が株式会社一条工務店（以下「一条」といいます。）を媒介事業者として提供する太陽光発電電力買取サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

1. 総則

- (1) お客様は、本規約に加え、「太陽光発電設備電力受給（買取）契約要綱」（以下「要綱」といいます。）に従って本サービスを利用するものとします。なお、要綱が変更された場合には、変更後の要綱に従って本サービスを利用するものとします。
- (2) 本規約に定めのないその他の事項については、要綱の定めによるものとします。なお、本規約が要綱に抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。
- (3) 出光は、法令もしくは要綱の変更、電気の安定供給その他の事情により、本規約を変更する場合があります。
- (4) 出光は、本規約を変更する際には、出光または一条のウェブサイト等への掲載その他の方法によりお客様にあらかじめお知らせするものとし、変更後の規約は、ウェブサイト等に掲載することで変更実施日に効力を生ずるものとします。

2. サービスの内容と利用条件

(1) 利用条件

一条の販売した住宅用太陽光発電システムを設置していること。

(2) サービス内容

出光の要綱に基づき定める購入単価にかかわらず、一条のウェブサイト等に掲載する購入単価により料金を算定します。

※（2）に定める購入単価は、原則として、年度（4月検針日から翌年の3月検針日前日までの期間をいいます。）ごとに更新するものとし、原則として、1月末日までに一条のウェブサイト等に翌年度の単価を掲載いたします。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、出光は変更された税率に基づき購入単価を変更いたします。

附則

1. 実施期日

本規約は、2025年3月7日から実施いたします。

2025年3月7日制定

出光興産株式会社